

人権文化推進計画の各重要課題について 高齢者に関する重要課題の進捗状況

【近年の動向】

平成 12 年 4 月に施行された介護保険法によって、介護が必要な高齢者を社会全体で支える仕組みが構築され、これまでの行政による「措置」制度から、ケアマネージャーが作成したケアプランに基づき、介護サービス提供事業者を自由に選択して契約し、1 割の負担で介護サービスを利用することができるようになった。

その後、平成 18 年 4 月に「介護保険法等の一部を改正する法律」が施行され、「明るく活力ある超高齢社会の構築」、「制度の持続可能性」、「社会保障の総合化」の視点から、「予防重視型システムの確立」、「地域密着型サービスの導入」、「サービスの質の確保・向上」等を柱とした制度改革が実施された。

また同じく、平成 18 年 4 月には、高齢者に対する虐待問題が顕在化したことを受けて、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」が施行され、高齢者の尊厳の保持のため、高齢者虐待の防止に関する国及び地方公共団体、国民の責務や、虐待を受けた高齢者に対する保護措置等が規定された。

このような情勢を受け、本市においては、戦後の団塊の世代が高齢期に達する平成 27 年の高齢者の姿を念頭に置いたうえで、平成 21 年度から 23 年度までの総合的な高齢者福祉施策の推進のため、平成 21 年 3 月に「第 4 期京都市民長寿すこやかプラン（京都市高齢者保健福祉計画・京都市介護保険事業計画）」を策定し、「高齢者一人ひとりが、自らの意思に基づき、住み慣れた地域でいきいきと健やかに暮らせる社会の構築」という基本理念の実現に向けて、各種の施策に取り組んでいる。

【現状と課題】

本市における 65 歳以上の高齢者の割合（高齢化率）は現在 22.5%であり、平成 25 年度には 25%を超え、4 人に 1 人が高齢者になると予測されている。

こうした中、本市では、増大する介護サービスの需要に対応するため、「京都市民長寿すこやかプラン」に基づき、以下の課題に取り組んでいる。

1 施設の整備について

近年は事業地の確保や介護従事者の人材確保の困難性により、介護保険サービスの担い手である社会福祉法人が新規の施設整備に消極的な状況にある。特に、今後は認知症高齢者の増加に対応するため、整備補助の実施等によって認知症高齢者グループホームの整備を促進する必要がある。

2 高齢者虐待について

近年、介護者の介護放棄や嫌がらせ、暴力行為等の権利侵害が社会問題となっていることから、認知症高齢者等が安心して地域社会で生活していけるよう、認知症に対する正しい理解の普及活動や相談機能の充実、関係機関の連携を進めると同時に、高齢者虐待防止法の施行を踏まえた地域権利擁護対策の推進、成年後見制度の利用支援を行っていく必要がある。

3 介護予防サービスについて

平成 18 年度の介護保険法の制度改正により、総合的な介護予防を推進し、予防重視型システムへの転換に努めているところであるが、一部の介護予防サービスについては利用者が少ない状況であり、高齢者一人ひとりが介護予防への取組の必要性や重要性を理解し、日常生活の中で積極的な介護予防活動をおこなっていけるよう、普及・啓発活動を推進する必要がある。

4 生きがいくりにについて

旧来のように高齢者を社会的弱者として捉えるのではなく、社会を支えていく活力として積極的に捉えることが重要である。元気な高齢者に関しては、これまで培ってきた豊かな経験や知識を十分に活かし、意欲や関心を持って社会参加活動に参加して、生きがいを感じられることができるよう、地域の資源を活用した多用な活動の場づくりや環境整備、情報提供を進めていくことが必要である。

5 介護に従事する人材の確保・定着について

少子長寿化の進展に伴い、今後ますます市民の介護サービスの需要が高まるとともに、質の高いサービスの提供が求められている。市民のニーズに合った介護サービスを提供するためには、介護サービスの担い手の確保・定着が不可欠である。しかし、介護サービス分野は、給与水準が全産業平均と比べて低く、仕事への社会的評価が不十分なことなどから、「人材を確保できない（求職者減少）」「定着しない（離職率増加）」の悪循環に陥り、人材確保は大変厳しい状況にある。

6 世代間の交流について

地域社会の中でいきいきと輝いて暮らせる真の長寿社会の実現のためには、全ての市民が長寿社会の諸問題を自分のものとして捉え、その理解と関心を深めることが必要であり、高齢世代と若年世代とが交流し、世代間相互の理解を深める取組が求められる。

【主な取組内容・実績】

＜介護サービスの充実＞

- 介護保険サービス基盤の整備状況（平成 20 年度末）

	整備目標量	実績
特別養護老人ホーム	4, 4 7 0 人	4, 4 0 8 人
介護老人保健施設	3, 4 0 4 人	3, 5 4 5 人

＜認知症高齢者対策の推進＞

- 認知症対策の推進状況

	1 8 年度	1 9 年度	2 0 年度 (見込)
認知症あんしんサポーター (養成数)	3, 8 5 4 人	5, 4 1 8 人	6, 0 0 0 人
認知症サポート医 (養成数)	2 人	2 人	3 人
高齢者権利擁護相談 (相談件数)	5 9 4 件	2 5 1 件	1 7 8 件

＜総合的な介護予防の推進（予防重視型システムへの転換）＞

- 特定高齢者（要支援・要介護になるおそれがある高齢者）に対する介護予防サービスの取組状況（平成 19 年度）
 - 運動器機能向上教室（参加延べ人数：1,637 人）
 - 栄養改善（参加延べ人数：92 人）
 - 口腔機能向上（参加延べ人数：107 人）
- 一般高齢者に対する介護予防サービスの取組状況（平成 19 年度）
 - 講演会（参加延べ人数：2,830 人）
 - プログラム提供（参加延べ人数：10,073 人）
 - 相談会（参加延べ人数：732 人）

＜健康増進・生きがいのづくりの推進＞

- 健康増進事業の取組（平成 19 年度）
 - 個別健康教育（参加延べ人数：219 人）
 - 集団健康教育（参加延べ人数：3,637 人）
 - 健康相談（実施回数：1,958 人）
- 生きがいのづくり支援サービスの取組状況（平成 19 年度）
 - 老人クラブ補助（クラブ数：1,157 クラブ）
 - シルバー人材センター（会員数：4,699 人）
 - 敬老乗車証（交付数：117,082 枚）
 - 全国健康福祉祭（派遣参加者数：174 人）
 - 市民すこやかフェア（来場者数：18,000 人）
 - 高齢者サークル情報提供システム（登録数：166 件）

＜ひとり暮らし高齢者に対する支援＞

- ひとり暮らし高齢者に対する支援の取組状況（平成 19 年度）
 - 老人福祉員（訪問件数：27,144 件）
 - 配食サービス（配食数：392,429 食）
 - 日常生活用具（給付件数：1,548 件）
 - 緊急通報システム（稼働数：11,528 台）

＜介護に従事する人材の確保・定着＞

- 介護職員等を対象とした研修（平成 19 年度）
 - 認知症介護実践研修 実践者研修（年 3 回開催 受講者数：延べ 168 名）
実践リーダー研修（受講者数：23 名）
 - 個室・ユニットケア施設研修 管理者研修（受講者数：2 名）
ユニットリーダー研修（受講者数：23 名）
指導者養成研修（受講者数：2 名）
 - 地域密着型サービス等研修事業 開設者研修（受講者数：8 名）
管理者研修（受講者数：81 名）
計画作成担当者研修（受講者数：36 名）

＜世代間の交流と理解の促進＞

- 生涯学習活動・福祉教育の取組状況（平成 19 年度）
 - 学校ふれあいサロン・学校コミュニティプラザ（利用者数：445,861 人）
 - 生涯学習総合センター（利用者数：560,245 人）
 - 生涯学習総合センター山科（利用者数：93,123 人）
 - 生涯学習コーディネーター（委嘱者数：350 人）
 - 生き方探求・チャレンジ体験事業（受入事業所数：3,616 箇所）

【今後の施策の在り方】

「第 4 期京都市民長寿すこやかプラン」に掲げる基本理念の実現に向けて、次の 6 つの重点課題ごとに、各種の施策・事業の推進を図っていく。

1 認知症をはじめとする要援護高齢者及びその家族の生活支援

要援護高齢者及びその家族を支援するため、ニーズに対応した介護サービスを質と量の両面から確保するとともに、在宅生活を総合的に支援する観点から、介護保険以外の保険福祉サービスについても引き続き充実に努めていく。

また、認知症高齢者が住み慣れた地域で可能な限り在宅生活を継続できるよう、認知症についての正しい理解の普及、相談体制の充実、高齢者虐待防止をはじめとした高齢者の権利擁護対策等多様な側面からの取組を進める。

2 総合的な介護予防の推進

地域包括支援センターを軸とした介護予防ケアマネジメント体制の充実及び地域介護予防推進センター事業等による介護予防サービスの提供等によって、高齢者が要介護状態になることを可能な限り予防するとともに、要介護状態になっても状態が悪化しないよう維持・改善を図るため、より一層の介護予防に関する知識・情報の普及と啓発に努める。

3 健康増進・生きがいのづくりの推進

市民が、家族や地域において心身ともに健やかに高齢期を過ごせるよう、生涯を通じた健康づくりの支援や情報発信を進める。

また、高齢者が知識や経験、特技等を活かしながら、意欲や関心を持って社会活動に参加し、生きがいを感じることができるよう、地域の資源を活用した多様な活動の場づくりや環境整備、情報提供等を充実させる。

4 地域における総合的・継続的な支援体制の整備

認知症高齢者やひとり暮らし高齢者が増加する中、認知症高齢者グループホームをはじめとする地域密着型サービス基盤の更なる推進等により、日常生活圏域を基本としたサービス提供体制の整備を図る。

また、各種のサービス提供機関や地域住民による自主的な活動等との連携を図り、見守り・支援が必要なひとり暮らし高齢者等を地域全体で支えるためのネットワークづくりを推進する。

5 介護保険事業の適正かつ円滑な運営

介護保険事業を適正かつ円滑に運営していくため、関係団体等との連携の下、ケアマネジメントや介護サービスの質の向上に取り組むとともに、介護給付の適正化を図る。

また、介護分野における人材不足等を改善するため、介護職員の労働環境及び処遇の改善や潜在的有資格者の掘り起こし等により、人材確保及び育成に努める。

6 誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進

すべての世代が理解し合い、助け合える世代間の連帯と活力に満ちた共生社会を形成していくため、様々な機会を活用して、高齢世代と若年世代とが交流し、世代間相互の理解を深められるよう取り組んでいく。

また、高齢者が住み慣れた地域で、安心して自立した生活ができるよう、福祉施策と住宅施策やまちづくり施策が融合し、連携を更に深め、ハード・ソフトの両面から高齢者の生活環境づくりに取り組む。